

大分県報

令和元年
第四八号
十月十八日

（金曜日）

目次

告示

- 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………一
令和元年度臨時種畜検査に合格した種畜……………二
道路区域の変更……………二
宇佐都市計画道路の変更に関する公聴会の開催……………二
大分県大手町駐車場の利用に係る使用料の徴収事務の委託の公示……………三
大分県大手町駐車場回数券の販売に係る徴収事務の委託の公示……………三
公 告……………四
契約者等の公示……………四

○告示

大分県告示第二百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ中津北
中津市大字大新田字六番通二百七十六番一 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
大和リース株式会社

代表取締役 森 田 俊 作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一番三十六号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 店舗建物A棟南側並びにB棟南側及び西側 五百五十四・八平方メートル

店舗建物B棟西側 三十五平方メートル

店舗建物C棟北西側 二十四・五平方メートル

店舗建物A棟北側 三十五平方メートル

合計 六百四十九・三平方メートル

変更後 店舗建物A棟南側並びにB棟南側及び西側 五百五十四・八平方メートル

店舗建物B棟西側 三十五平方メートル

店舗建物C棟北西側 二十四・五平方メートル

店舗建物F棟西側 三十五平方メートル

合計 六百四十九・三平方メートル

(二) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 店舗建物A―一棟南東及びA―二棟南西側 五・八一立方メートル

店舗建物B棟南西側 三十二・六六立方メートル

店舗建物C棟南西側 四・六〇立方メートル

店舗建物D棟西側 三・八〇立方メートル

店舗建物E―一棟西側 三・〇五立方メートル

店舗建物E―二棟北側 四・五〇立方メートル

合計 五十四・四二立方メートル

変更後 店舗建物A―二棟南西側 三・一五立方メートル

店舗建物B棟南西側 三十二・六六立方メートル

店舗建物C棟南西側 四・六〇立方メートル

店舗建物D棟西側 三・八〇立方メートル

店舗建物E―一棟西側 三・〇五立方メートル

店舗建物E―二棟北側 四・五〇立方メートル

店舗建物F棟南西側 二・六六立方メートル

合計 五十四・四二立方メートル

4 変更する年月日

令和元年十月十八日

大分県報（告示）

令和元年十二月十九日
届出年月日

令和元年九月二十四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十月十八日から令和二年二月十八日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年二月十八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百三十五号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の規定による令和元年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和元年十月十八日

大分県知事 広 瀬 貞

種畜証明書番号	名前 (登録・登記番号)	品種	検査成績
令元大分県臨一第一号	福富白猪 (2018千大分黒8424)	黒毛和種	二級
令元大分県臨一第二号	和113 (2018千大分黒6334)	黒毛和種	二級
令元大分県臨一第三号	亀光輝 (2018千大分黒5332)	黒毛和種	二級

大分県告示第二百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和元年十月十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和元年十月十八日

大分県知事 広 瀬 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
県道竹田直入線	竹田市大字植木字政所八一五番二から 竹田市大字植木字政所七六七番一まで	前 二〇・五 後 一七・〇	メートル 一七・〇	メートル 六二・〇
県道神原玉来線	竹田市大字太田字寺一六五六番三から 竹田市大字太田字寺一六五五番一四まで	前 一四・〇 後 一一・〇	二一・〇 一一・〇	八五・〇
県道白丹竹田線	竹田市大字平田字有添田八三番二から 竹田市大字平田字有添田九一番まで	前 四七・五 後 一五・〇	四七・五 一五・〇	三五・〇
県道百枝大野線	豊後大野市三重町百枝字陣箱一七六 四番四から 豊後大野市三重町西泉字折立一五四 一番三地先まで	前 四八・九 後 一八・〇	四八・九 一八・〇	一八〇・〇

大分県告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、宇佐都市計画道路の変更の案を作成するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。

同規則第四条の規定により、宇佐市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができる。なお、公述申出期限までに公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県庁ホームページに登載する。

令和元年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類
宇佐都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項
宇佐都市計画道路中三・三・一号柳ヶ浦上拝田線ほか三路線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起 点	終 点	
三・三・一号 柳ヶ浦上拝田線	宇佐市大字江須賀字 末金	宇佐市大字上拝田字 カン子田	一部区域の変更
三・三・一五号 黒川松崎線	宇佐市大字順風新田 字黒川添	宇佐市大字松崎字鶴 野	一部幅員の変更 一部区域の変更 一部構造形式の変更 車線数の決定
三・四・一三号 長洲北宇佐線	宇佐市大字長洲字外 野田	宇佐市大字北宇佐字 五ヶ辻	一部区域の変更 車線数の決定
三・五・二〇号 江須賀線	宇佐市大字江須賀字 中村	宇佐市大字江須賀字 御神子山	一部区域の変更 車線数の決定

（区域は、別図のとおり）

三 公聴会の開催日時等
開催日時 令和元年十一月二十六日 午後七時から
開催場所 宇佐文化会館 二階講習室三

四 閲覧期間
令和元年十月十八日から
令和元年十一月一日まで

令和元年十月十八日

五 公述申出期限
令和元年十一月一日まで

六 都市計画の変更の案の閲覧場所
大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課
宇佐市大字上田千三十番地の一 宇佐市建設水道部都市計画課
（「別図」は、省略し、都市計画の変更の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。）

大分県告示第二百三十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県大手町駐車場の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

令和元年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大字中尾五百一番地四
大分総合警備管理株式会社
代表取締役社長 賀 未 慎一郎

二 委託期間

令和元年十月一日から令和二年三月三十一日まで

大分県告示第二百三十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県大手町駐車場回数券の販売に係る徴収事務を委託した。

令和元年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大手町三丁目二番九号
大分県職員消費生活協同組合
理事長 溝 口 慎一郎

二 委託期間

令和元年十月一日から令和二年三月三十一日まで

大分県報（告示）

令和元年十月十八日

大分県報（公告）

四

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和元年十月十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
平成三十一年度税制改正等に係る自動車税システム及び県税総合情報管理システム車体課税関係修業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県総務部税務課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
令和元年九月十九日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社大分支店 支店長 福田 巧
大分市東春日町十七番五十八号
- 五 随意契約に係る契約金額
三千五百二十万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当